



公立小・中学校へ通うお子さんの保護者の方へ 就学援助のお知らせ

坂戸市では、経済的理由で就学が困難なご家庭に対し、学用品費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。

1 対象となる方

- ・生活保護法に基づく保護を受けている方及び保護を停止又は廃止となった方
- ・市町村民税が非課税又は減免されている方
- ・児童扶養手当の支給を受けている方
- ・収入が少なく経済的にお困りの方

2 認定となる所得の目安（基準額・世帯全員の所得の合計）

世帯人数	世帯構成	年間所得金額
2人	親30歳、子6歳	200万円以下
3人	親37歳、親37歳、子8才	290万円以下
4人	親42歳、親42歳、子14歳、子8歳	360万円以下
5人	祖母68歳、親42歳、子14歳、子8歳	410万円以下

※左記表は、あくまでも目安としてください。実際の基準額は、世帯の人数、年齢、社会保険料、生命保険料等により異なります。

※「世帯」は住民票で別世帯でも、同じ住所に同居する人は全員含まれます。

※年間所得金額は、給与所得の場合は『給与所得の源泉徴収票』の「給与所得控除後の金額」、事業所得の方の場合は『確定申告書』の「所得金額の合計」です。

3 援助の内容（令和5年度）年額

	小学生	中学生	備考
新入学児童生徒学用品費等	54,060円	63,000円	4月1日現在で認定されている1年生又は入学前に認定されている新入学予定者。
学用品費	11,630円	22,730円	全学年
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生以外の学年
校外活動費（宿泊なし）	1,600円以内	2,310円以内	遠足などに参加した場合の交通費・見学科（実費）
校外活動費（宿泊あり）	3,690円以内	6,210円以内	林間学校など宿泊をする郊外活動に参加した場合の交通費・見学科（実費）
修学旅行費	実費の一部	実費の一部	修学旅行に参加した場合の交通費・宿泊費等
学校給食費	※R6年度は無償化の予定です。		
医療費	生活保護受給者で学校保健安全法で定められた病気の治療費の一部		

※年度途中で認定となった場合は月割り支給となります。

※支払いは、各学期終了後、基本年度3回の支払いとなります。

※生活保護受給者は、修学旅行費、医療費のみの援助となります。

裏面へ

4 申請方法

- ① 申請書 市ホームページ、教育委員会又は学校にあります。振込先の口座は申請者（保護者）名義の口座になります。下段の同意事項欄も記入してください。
- ② 同意書 生計を共にしている家族及び同居で18歳以上の方全員の署名が必要です。
- ③ 添付書類 前年の所得を証明する書類（ア～エのいずれか1つ）

※生計を共にしている家族及び同居で18歳以上の方全員のものがが必要です。

※提出書類で他の家族に扶養されていることが確認できれば、扶養されている方の書類は必要ありません。（例：妻が専業主婦で収入がなく、夫の配偶者控除適用となる場合など）

- ア) 令和5年分 給与所得の源泉徴収票の写し（年末調整がされているもの）
- イ) 令和5年分 所得税 確定申告書 第1表と第2表の写し
（申告時の受付印のあるもの。市の申告会場で申告した場合は受付印不要。
e-Taxで申告した場合は申告書上段余白に受付番号の記載のあるもの）
- ウ) 令和6年度 市・県民税申告書の写し（申告時の受付印のあるもの）
- エ) 令和6年度 市・県民税課税（非課税）証明書
（令和6年6月以降に市役所課税課や出張所等で発行できるものになりますので、
年度当初の申請時は添付書類にすることはできません）

④ 児童扶養手当証書の写し（受給者のみ）

⑤ その他教育委員会で必要と認める証明書等

※就学援助は毎年度、申請が必要です。

※申請書が提出された翌月からの認定となりますのでご注意ください。
（4月から認定を受けるには3月中に申請手続きを完了してください。）

※申請時点の申告内容に基づいて判定しますが、所得等の申告内容に変更が生じた場合等は、遡って判定結果が変わる場合があります。

令和6年4月に坂戸市立の小・中学校に入学予定で、「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給の申請をした方でも、それ以外の支給費目（学用品費等）を受けるには別途、令和6年度就学援助の申請が必要です。



問合せ：坂戸市教育委員会 学校教育課 学事係
TEL 049-283-1331 内線573・574

